

せせらぎとやすらぎ みんなでいきいき暮らすまち



たどつ



● 『第90回 初泳ぎ』

(関連記事……12P)

目次

- 確定申告のお知らせ……………2～3 P
- 中学生の「税についての作文」……………4～5 P
- 親切・人権……………6～7 P
- 文化教養・スポーツ……………7～8 P
- お知らせ・募集……………9～12 P
- まちかどズーム……………12～13 P
- 2月の予定……………14 P
- 保健だより……………15 P
- 図書館だより……………16 P



確定申告のお知らせ

【確定申告のお知らせ】

平成25年度の町・県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の基礎となる平成24年分の所得申告を、2月18日(月)から3月15日(金)まで受け付けますので、忘れずに申告しましょう。

■申告しなければならない人

平成25年1月1日現在で多度津町に住所がある人、またはあつた人で、平成24年中に収入があつた人は、全員申告しなければなりません。

ただし、所得税の源泉徴収をしている官公庁や会社に勤めている人で、給与以外に収入がなく、勤務先より平成24年中の給与支払報告の提出があつた人、または所得税の確定申告書を提出した人は、申告が免除されます。

■申告のときに必要なもの

①平成24年1月1日から平成24年12月31日までの一年間に得た所得を算定できる資料

②平成24年中に支払った生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料等の支払証明書

③給与収入のある人は、源泉徴収票

④公的年金収入がある人は、公的年金等源泉徴収票

⑤申告者または扶養親族(16歳未満の年少扶養親族も含む)のうち、障がい者である場合は、その人の身体障害者手帳、または戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定書等

⑥雑損控除を受ける場合は、雑損金額を証明できる資料

⑦印鑑(認印でも可)

⑧申告者名義の通帳(口座番号、支店名等がわかるもの)

⑨農業所得を申告する場合は、収支に関する書類、耕作面積、新たに購入した農機具などの購入価格を証明できる領収書、水利費等の領収書など

⑩配偶者特別控除がある場合は、配偶者の収入額・所得内容・必要経費等を証明できる資料

⑪国民年金・国民年金基金支払証明書など

■国民年金加入の人

国民年金加入者が納めた年金保険料(生計を一にしている家族の保険料も含みます)は、社会保険料控除の対象となります。

納め忘れていた期間の未納保険料、免除を受けていた期間の追納保険料についても、平成24年中に支払ったものであれば控除の対象になります。

なお申告の際には、必ず社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等をご持参ください。

■国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険に加入している人

未申告の場合、軽減判定ができず保険税(料)額が高額算定されることがあります。収入がない場合でも申告をお願いします。

■国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

納付明細書の送付について

平成24年中に納めていただいた国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付明細書を1月末頃に郵送予定です。確定申告の社会保険料控除にご利用ください。

■公的年金等

過去の複数年分の年金が一度に支給された場合は、各年分の所得として申告しなければなりませんのでご注意ください。

■障害者控除について

(要介護度に応じた所得税、町・県民税の障害者控除対象者の認定基準が定められました)

障害者控除の対象となる方は、身体障害者手帳等の交付を受けている方ですが、交付を受けていない方でも65歳以上で障害の程度が障がい者に準ずるものと町長の認定を受けている場合は、障害者控除の対象となります。今回定められた認定基準(平成24年分の所得税および平成25年度町県民税から適用となります)

を満たす場合、申請により、福祉保健課で「障害者控除対象者認定書」が交付されます。この認定書をお持ちの方は、申告の際に添付することで障害者控除を受けることができます。

申請方法や認定基準等については、福祉保健課へお問い合わせください。

(認定基準は広報1月号に掲載されています)

※認定書の交付には、申請書を提出いただいた日から2〜3日かかりますので、早めに申請してください。

【固定資産税台帳の縦覧】

地方税法により、平成25年度の固定資産税課税台帳の縦覧を次のとおり行います。

▽期間

4月1日(月)〜5月31日(金)

▽時間 9時から16時まで

(土日曜・祝日は休み)

▽縦覧地区／縦覧場所

多度津・豊原・四箇・白方

／町役場4階第2会議室

高見／高見出張所

佐柳／佐柳出張所

確定申告のお知らせ

- 一 町県民税・国民健康保険税
介護保険料・後期高齢者医療保険料 一

【問合せ】
多度津町 税務課
☎ 33-1118

確定申告が始まります！

●申告の日程は次のとおりです

申告相談時間は9時から16時まで

(島しょ部 高見：10時から14時まで
佐柳：10時から13時30分まで)

月	日	該当地区	申告場所 (対象地区)	
2	18	月 道福寺地区	農村婦人の家 (豊原)	
	19	火 南鴨地区		
	20	水 葛原 (大木・北条・葛原団地・小塚・めぐみ団地)		
	21	木 上記以外の葛原地区		
	22	金 東白方地区・西港町・見立	白方地区公民館 (白方)	
	23	土	高見	高見出張所 本浦住民会館 佐柳いこいの家
			佐柳 (本浦)	
			佐柳 (長崎)	
	24	日		
	25	月 西白方地区	白方地区公民館 (白方)	
26	火 奥白方地区			
27	水 山階上・山階小原・山階本村・山階北山	四箇地区公民館 (四箇)		
28	木 上記以外の山階地区 (注) 3月4日に割当の各団地を除く			
3	1	金 青木地区		
	2	土		
	3	日		
	4	月 三井地区・山階 (恵比寿団地・グリーン団地・常石社宅)	四箇地区公民館 (四箇)	
	5	火 庄地区		
	6	水 堀江地区	福祉センター4階 (多度津)	
	7	木 本通1丁目・2丁目・3丁目		
	8	金 元町・仲ノ町・京町・大通り		
	9	土		
	10	日		
	11	月 栄町1丁目・2丁目・3丁目・幸町・北鴨地区	福祉センター4階 (多度津)	
	12	火 桜川1丁目・2丁目・寿町・東浜・西浜・若葉町		
	13	水 家中・日の出町・東新町・東港町		
	14	木 全地区	福祉センター4階	
	15	金 全地区		

※指定された日に申告できない方は、該当申告会場の日程内に申告してください。

【お願い】

毎年申告相談会場は、連日大変混雑しますので、以下のことにご協力をお願いします。

- ①医療費控除を受けられる方は、領収書を整理し、一覧表にまとめて合計額を算出しておいてください。
- ②農業所得等を申告される方は、収入と支出それぞれの項目ごとに計算し、整理をしておいてください。

※医療費控除・農業収支計算書の用紙は、税務課の窓口にありますのでご利用ください。